除外規定が設けられています。この除外規定に該当する民生用途かどうかは、キャッチオール規制通達にある**「明らかガイドライン」**で判断します。

輸出令別表第３（ホワイト国）以外向け輸出（提供）の場合

＝①輸出令別表第１（外為令別表）の 16 の項に該当する貨物（技術）

＋②客観要件（用途要件・需要者要件）or インフォーム要件（経済産業大臣からの通知）

例：中東のＡ国から、**「サリンを作りたい」**とリスト規制に該当しないバルブ 100 セットの注文を受けた。**（用途要件該当）**

例：輸出先の信用調査情報に、**過去に核開発に関わったと記載されている**アフリカの企業Ｂから、リスト規制に該当しない遠心分離器 200 本の注文を受けたが、用途の説明を拒む。**（需要者要件該当）**

例：**外国ユーザーリスト**掲載企業のＴＶ工場から、ＴＶ用として、リスト規制非該当の明らかにＴＶチューナー専用ＩＣ500 個の注文をメールで受けた。

外国ユーザーリスト掲載企業**＝需要者要件の１つ**

↓

「明らかガイドライン」により、ＴＶチューナー専用ＩＣ用で民生用途が明らかということがメールで確認できた

↓したがって

需要者要件には該当しない。

↓

許可申請不要

（参考）

外為令別表　１６の項	**貨物等省令第２８条**
関税定率法（明治４３年法律第五十四号）別表第２５類から第４０類まで、第５４類から第５９類まで、第６３類、第６８類から第９３類まで又は第９５類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（１から１５までの項の中欄に掲げるものを除く。）	外為令別表の１６の項の経済産業省令で定める技術は、**専ら**関税定率法（明治４３年法律第五十四号）別表第２５類から第４０類まで、第５４類から第５９類まで、第６３類、第６８類から第９３類まで又は第９５類に該当する貨物の設計、製造又は使用に**係る技術**とする。